

Web

労働おいた

Roudou
ITA

2013/3

第 24 号 (通巻第 718 号)
制作・発行
大分県商工労働部労政福祉課

2012年の給与総額、過去最低に パートタイム労働者の増加が要因

1997年をピークに減少続く

厚生労働省が、1月31日に発表した毎月勤労統計調査(速報)では、賞与などの全ての給与を合わせた2012年の現金給与総額(月平均)は、前年比0.6%減となる314,236円で、現在の調査方法に変更した1990年以降で過去最低となりました。

現金給与総額は、1997年のピーク時(371,670円)と比べ、57,434円減少しています。

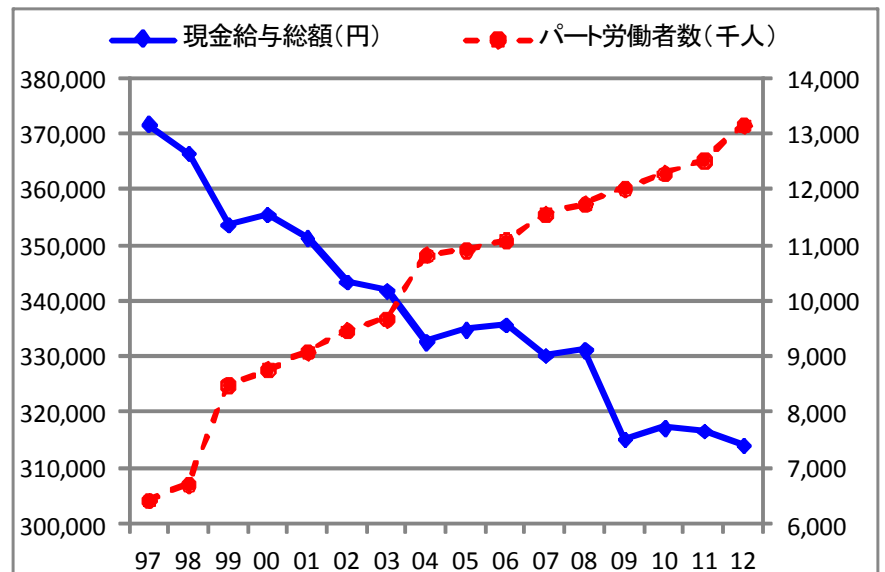
一方で、パート労働者数は、現金給与総額のピークとなる1997年に比べ、2倍以上に増加しており、厚生労働者は「パートタイマーの増加が全体の給与を下げている」としています。

こうした中で、現在の経済情勢や、労働者の賃金・雇用を守るための施策・課題などについて、大分県経営者協会の幸重綱二会長、連合大分の村田正利会長にそれぞれインタビューを行いました。(P2に続く)

現金給与総額とパート労働者数の推移

	97	98	99	00	01	02	03	04
現金給与総額(円)	371,670	366,481	353,679	355,474	351,335	343,480	341,898	332,784
パート労働者数(千人)	6,438	6,721	8,502	8,779	9,097	9,472	9,685	10,823

	05	06	07	08	09	10	11	12
現金給与総額(円)	334,910	335,774	330,313	331,300	315,294	317,321	316,792	314,236
パート労働者数(千人)	10,918	11,089	11,558	11,738	12,018	12,284	12,525	13,153



目次	
●2012年の給与総額、過去最低に P1	●労務管理アドバイス P3
◆インタビュー この人にききました P2	●平成24年労働福祉等実態調査 P4
大分県経営者協会	●障害者の雇用法定率改正のお知らせ P4
会長 幸重綱二 氏	●平成24年年末一時金要求・妥結状況 P5
連合大分	●母子家庭の母等の就業支援のお願い P5
会長 村田正利 氏	●主要労働経済指標 P6
	●労委だより P7
	●県内の動き P8
	●労働相談会の案内 P8

📖 (P1から続き)



インタビュー この人にききました

Q. 現在の経済情勢について

A. 安倍政権の打ち出した経済政策（アベノミクス）が、株価の上昇、円安につながっている。連合は、民主党を支援する立場だが、国民、労働者のためになるのであれば、政策は成功してほしいと思う。

ただ、リスクもある。政策が失敗すれば借金しか残らない結果となる。成功したとしても、はたして地方にまで波及するのか、効果が出るまでに都市部と地方ではタイムラグもあり、原油や電気料金が値上がりしている中で、地方は物価だけが先に上昇するのではないかと懸念される。



📍 連合大分 村田正利会長

Q. 最近の労働法の改正に対する対応について

A. 労契法、高齢者法の改正に伴い就業規則の変更が必要となるが、労使での話し合いがしっかりと出来るところは良いとして、中小企業においてはきちんと対応出来るかが不

Q. 現在の経済情勢について

A. 政権交代以降の経済情勢を考えると、つくづく政治の重みを感じる。ただ、経済政策への期待感が株価の上昇や円安などにつながっていると思うが、現実にはまだ何らかの政策が実施された訳ではない。多くの国民が、これまでの政党間の揚げ足取りにうんざりしている。期待される政策が実現できるように、与野党で政策論争をしてほしい。



📍 県経営者協会 幸重鋼二会長

Q. 最近の労働法の改正に対する対応について

A. 労働契約法、高齢者雇用安定法の改正については、経営側に負担が生じるのは間違いない。ただ、法律で決まっている以上は、前向きに捉えてやっていかなければならない。高齢者雇用については、人件費増の側面もあるが、高齢者の経験や能力を活かし有効に活用することが大切だと思う。非正規の問題については、確かに今の在り方は正常ではないと感じている。一部の人は、自ら望んで非正規を選択している実態もあるが、企業側も、労務構成の中で非正規をどう位置づけるかを考え、本来は必要な人材はきちんと正規で雇用するべきだと思う。

安。特に高齢者雇用については、人件費増を抑えるため、中堅層の賃金を引き下げたり、若者の採用を抑制するなど、デメリットの部分が大きくなるようにしないといけない。その点は、連合としても中小企業への指導を労働局へ要請していきたい。

また、安倍政権が6月にまとめる成長戦略に、解雇要件、労働時間、派遣などの規制緩和を盛り込もうとしており、労働者の不安定雇用がますます拡大することが懸念される。

Q. 2013春闘について

A. 新政権の経済政策の影響は、今春闘では見えていないが、労働者の賃金を上げて、内需を拡大しなければならないと思っているし、そのためには、労働組合が厳しい中でもベアを要求していかなければならない。安倍総理の経済団体への要請も追い風にして、多くの組合で賃上げを勝ち取ってほしい。

また、連合としては、労働者全体の約35%を占める非正規労働者の処遇改善（均衡・均等待遇）や、「人財」を育てる、大事にすることを訴えてきた。特に、これまで日本の労働を支えてきた「生産性三原則」について、原点に立ち返り、今春闘の方針に盛り込んでおり、雇用の確保、労使協議、公正な配分を改めて求めていきたい。

Q. 今後、行政に望むこと

A. 今、県内では、日出町のテキサス・インスツルメンツなど、雇用に対する問題が生じている。少しでも多くの雇用の場をつくることに、引き続き取り組んでほしい。

Q. 2013春闘について

A. 経団連の経労委報告が、経営者側にとっての1つの指針となる。賃金については、報告の中にもあるように、この5年間の人件費が0.7%減であるのに対し、企業の付加価値は6%減となっており、企業が多少無理してでも、賃金を維持しようとした結果だと思う。そのため、本春闘では自社の支払い能力に応じて賃金を決定していく必要があり、それぞれの企業の課題を労使で共有化して、真摯に話し合っていかなければならない。その上で、安倍首相の要請にもあったように、可能なところは報償で報いる、賞与で調整するところは賞与で対応するやり方で良いと思う。

Q. 今後、行政に望むこと

A. まずは、東九州自動車道の早期完成。九州新幹線の全線開通で、交通網の整備状況は九州西部に比べて遅れをとっている。道路整備によって経済の動きも変わる。先般、県内の経済団体で東京に要請に行ったところであり、この点については、行政が動くのも大事だが、経済界としての動きも大事だと思う。

雇用の面では、県内の有効求人倍率は0.75倍と6ヶ月足踏みが続いているが、高校新卒者の就職率は九州トップと、企業側の雇用先確保の努力も現れていると思う。ただ、若者の早期離職は企業にとっても深刻な問題であり、早い段階からの労働意識、職業意識の向上に取り組むことが必要ではないか。



【執筆】
 社会保険労務士
二村 織江
 社会保険労務士事務所
 アベイユ

労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

～ 高齢者雇用安定法改正の最終確認について ～

3月も半ばを過ぎ、新しい年度が間近となりました。高齢者雇用安定法と労働契約法が4月1日に改正施行されますので、今回は改正高齢者雇用安定法を中心に再度ポイントをまとめてみたいと思います。

改正高齢者雇用安定法のポイントは、①65歳まで原則希望者全員の継続雇用、②継続雇用の対象企業の拡大、③高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定、④違反企業名の公表、そして⑤改正労働契約法との関係です。

① 65歳までの原則希望者全員継続雇用

これまで65歳未満の定年制を採用し65歳までの継続雇用対象者の選定基準を労使協定で定めていた事業主は、改正により希望者全員を対象とする継続雇用制度の見直しが必要です。（定年年齢が60歳以上であることは、これまでと変わりません。）



平成25年度（昭和28年4月2日生の男性）から、厚生年金の支給開始年齢が61歳となり、以後65歳まで段階的に引き上げられるため、今後60歳の定年に達しても年金ももらえない無収入世代が登場します。そのため、65歳までの雇用を安定的に確保することが急務となるのです。

ただし、希望者全員雇用の例外として、平成25年3月31日までに継続

雇用制度の対象者の基準を労使協定で定めている場合は、厚生年金の支給開始年齢に応じて経過措置（下図参照）が認められています。

② 継続雇用の対象企業の拡大

改正後の法第9条第2項により、定年後の継続雇用先を子会社や関連会社まで広げることが出来るようになります。なお、対象となる企業の範囲は、改正法施行規則に定められていますが、継続雇用に関する事業主間の契約が必要であるとされています。

③ 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

指針のポイントは、「就業規則に定める解雇・退職事由（年齢に係るものを除く。）に該当する場合には、継続雇用しないことができる。」と明示されたことです。

また、改正前は「労使協定を結んだ場合は、一定の基準に該当する者を継続雇用の対象から除外できる」として、会社の実情に応じて解雇事由に該当しないレベルでも選定基準を定めることが可能でした。しかし、改正後の指針は、継続雇用しないことができる事由として就業規則に定める解雇・退職事由と異なる基準を設けることに否定的になっています。

④ 違反企業名の公表

高齢者雇用確保措置を講じていない企業に対する指導・助言及び勧告に従わない企業について、法第10条

3項に企業名の公表の規定が設けられました。また、職業安定対策基本方針では、企業名の公表に加えて、公共職業安定所での求人の不受理・紹介保留、助成金の不支給等の措置を講じるとしています。なお、同様の企業名公表の規定は、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、労働者派遣法、障害者雇用促進法などにも設けられています。

⑤ 改正労働契約法との関係

労働契約法の改正で、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約に転換できるルールが導入されます。これは、定年後に有期契約で再雇用される高齢者にも適用されることとなります。

また、「雇止め法理」が法定化されましたが、有期契約を繰り返して更新すると、実質無期契約と同視することができる認められたり、労働者に契約更新の期待が生じ、雇い止めが無効と判断される場合があります。

そのため、再雇用の上限を就業規則等に明記し、契約期間の満了時点で契約更新の手続きをきちんと行うことが重要です。ただ、再雇用の上限を超えて会社に留まる高齢者がいる場合は、やはり雇い止めが無効と判断される可能性があります。

このような継続雇用の拡大に伴い、能力評価制度、継続雇用に関する賃金制度、短時間勤務等選択可能な勤務形態などの整備・見直しも急務になると言えます。また、会社の持続的発展のために高齢者の継続雇用と若年者の雇用のバランスをはかることも大切です。

すべての世代が安心して生活ができるように全体を見渡せる広い視野を持った対応が、会社にも働く人一人ひとりに求められています。

<平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で定めている場合>

平成25年4月～平成28年3月	61歳まで希望者全員継続雇用
平成28年4月～平成31年3月	62歳まで //
平成31年4月～平成34年3月	63歳まで //
平成34年4月～平成37年3月	64歳まで //
平成37年4月～	65歳まで //

平成24年労働福祉等実態調査

県労政福祉課では、県内の民間事業所における労働条件等について、実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として毎年、労働福祉等に関する調査を行っています。このほど、平成24年の労働福祉等実態調査結果がまとまりました。

- 調査期日 平成24年6月30日現在
- 調査対象 1,000事業所
- 有効回答 802事業所 ○有効回答率 80.2%

※この調査は、産業・規模別に一定の方法による抽出調査のため、回答事業所が過去の年度の事業所とは一致しません。したがって、この調査結果を他の調査結果や時系列比較をする場合には注意を要します。

◎ 雇用状況

常用労働者の割合が微減、常用労働者以外の労働者の割合が微増

- 回答があった事業所の労働者の割合は男性が56.8%（前年57.8%）、女性が43.2%（同42.2%）となっている。
- 雇用形態別労働者数の割合は、フルタイムで働く「常用労働者」が73.4%（前年74.7%）「常用労働者以外の労働者」が26.6%（同25.3%）となっており「常用労働者」が1.3ポイント減少している。

◎ 労働時間

1週間の所定労働時間は前年並み、年間の総実労働時間は微増

- 1週間の所定労働時間の平均は39時間42分（前年39時間42分）となっており、前年と変わっていない。
- 1年間の総実労働時間の平均は2,148時間（前年2,131時間）

常用労働者 1 人あたりの 1 年間の総実労働時間（事業所割合）

	回答事業所	時間内訳						平均時間
		1,900未満	1,900~1,999	2,000~2,099	2,100~2,199	2,200~2,299	2,300以上	
H24調査計	736 (100.0)	66 (9.0)	109 (14.8)	175 (23.8)	148 (20.1)	92 (12.5)	146 (19.8)	2,148
H23調査計	712 (100.0)	89 (12.5)	107 (15.0)	155 (21.8)	138 (19.4)	81 (11.4)	142 (19.9)	2,131

間）となっており、前年より17時間増加している。そのうち、所定内労働時間は前年より17時間増加しているが、所定外労働時間（150時間）は前年と変わっていない。

◎ 休日休暇制度

何らかの週休2日制（以上を含む）を導入している事業所の割合が前年より微増

年次有給休暇の平均取得率は前年より増加

- 年次有給休暇の「平均新規付与日数は16.4日（前年16.4日）と前年と変わっていないが、「平均取得日数」は8.1日（同7.7日）となっており、前年より増加している。「平均取得率」は49.4%（前年47.0%）となっており、前年より2.4ポイント増加している。

年次有給休暇の常用労働者 1 人平均の付与日数と取得日数

	回答事業所	平均新規付与日数 (A)	平均取得日数 (B)	新規付与日数に対する平均取得率 (B)/(A)
H24調査計	694	16.4日	8.1日	49.4%
H23調査計	714	16.4日	7.7日	47.0%

◎ パートタイム労働者

パートタイム労働者の平均時間給は微減、パートタイム労働者を雇用している事業所割合は微増

- パートの平均時間給は838円（前年842円）で、前年より4円減少している。
- パートを雇用している事業所の割合は56.6%（前回H21年55.0%）で、雇用理由（複数回答）としては「人件費経費負担が割安」が44.1%（前回H21年51.0%）で最も多かった。

パートタイムを雇用している主な理由

	雇用している主な理由（複数回答）						
	雇用調整が容易	簡単な仕事内容	人件費経費負担が割安	繁忙期対応	一般労働者の採用が困難	出産定年退社の再雇用	一般労働者の労働時間短縮
H24調査計	105 (<23.1>)	195 (<43.0>)	200 (<44.1>)	114 (<25.1>)	81 (<17.8>)	43 (<9.5>)	76 (<16.7>)
H21調査計	86 (<22.1>)	181 (<46.4>)	199 (<51.0>)	86 (<22.1>)	62 (<15.9>)	33 (<8.5>)	75 (<19.2>)

詳細は、ホームページ「おいたの労働」の統計・調査のページでご覧いただけます。

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

ご注意

従業員50人以上
56人未満の事業主のみなさまへ

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意くださいませうお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

今回の法定雇用率の変更に伴い障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません

平成 24 年
年末一時金要求・妥結状況

平成24年12月25日現在 県労政福祉課

調査結果については、詳細をホームページ「おいたの労働」の統計・調査のページでご覧いただけます。

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>

1 概況

調査対象178事業所のうち要求を把握できたのは165事業所で、全体の92.70%です。そのうち、妥結した事業所は164事業所で、要求を把握できた事業所の99.39%です。

2 要求状況

要求を把握できた165事業所の平均要求額は615,706円、月数では2.38月分となっています。そのうち、前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より、額で15,920円下回り、月数では0.06月分下回っています。

3 妥結状況

妥結した164事業所の平均妥結額は566,422円、月数では2.16月分となっています。そのうち、前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より額で2,391円下回り、月数では0.02月分下回っています。

(注)・数字はすべて加重平均。

- ・表中の符号「x」は対象が少ないため未公表。ただし、「x」の数値は総数に含まれる。
- ・平均賃金とは、基本給に通勤手当、家族手当等を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均。

産 業	要 求					妥 結		
	組合数	平均年齢	平均賃金(円)	要求額(円)	要求月数	組合数	妥結額(円)	妥結月数
全産業計	165	38.7	260,968	615,706	2.38	164	566,422	2.16
食料品・たばこ	5	36.3	246,535	599,856	2.43	5	524,322	2.11
繊維工業	2	41.7	211,329	481,515	2.31	2	293,220	1.05
パルプ・紙・紙加工品	3	38.6	224,568	554,148	2.51	3	447,589	1.94
化学、石油、プラスチック	11	38.6	277,275	701,218	2.51	11	686,481	2.44
窯業・土石	7	40.4	295,655	684,474	2.29	7	669,906	2.23
鉄鋼、非鉄	4	39.1	279,675	617,016	2.21	4	609,696	2.18
金属製品	3	38.7	232,025	592,801	2.55	3	587,129	2.53
機械器具	1	x	x	x	x	1	x	x
電気機械器具	4	42.2	320,987	743,789	2.31	4	711,862	2.20
輸送用機械器具	12	34.9	238,001	617,150	2.60	12	598,251	2.52
電子部品・デバイス・電子回路、その他	2	40.4	232,351	548,755	2.38	2	548,755	2.38
鉱業 採石業 砂利採取業	4	43.2	285,263	651,463	2.29	4	621,925	2.18
建設業	6	39.0	269,033	621,740	2.30	5	554,323	1.88
電気・ガス業	5	38.9	301,037	881,932	2.90	5	803,701	2.66
情報通信業	2	34.9	332,329	979,888	2.96	2	862,479	2.60
運輸業 郵便業	23	41.1	219,776	641,685	2.96	23	492,125	2.23
卸売業 小売業	22	37.5	258,984	470,875	1.85	22	426,544	1.67
金融業 保険業	2	33.9	276,452	529,071	1.92	2	525,259	1.90
宿泊業 飲食サービス業	4	35.7	230,927	453,380	1.95	4	343,846	1.47
教育 学習支援業	8	38.8	242,278	417,647	1.71	8	404,147	1.62
医療、福祉	14	39.4	238,749	520,476	2.27	14	488,421	2.13
複合サービス事業	13	37.8	227,203	476,166	2.10	13	425,291	1.87
サービス業	8	35.7	266,899	554,631	2.07	8	401,030	1.42

～各事業所・労働組合の皆さまへ～

本年度、各種調査にご協力いただきました各事業所、労働組合の皆さま、大変ありがとうございました。調査結果については、今後の施策等へ活用させていただきます。

今後とも、県行政へのご指導、ご協力をお願いします。

大分県労政福祉課



**事業主の皆様へ
 母子家庭の母等の就業を
 ご支援ください！**

(一財)大分県母子寡婦福祉連合会では、大分県・大分市から委託を受けて、就労面から母子家庭等を支援する「母子家庭等就業・自立支援センター」を設置しています。

また、厚生労働大臣の認可を受け、「無料職業紹介所」も併設し、就業相談や職業あっせん・紹介、求人開拓等を行っています。

求人票を「母子家庭等就業・自立支援センター」にもご提出ください。

- センターに登録している方をご紹介いたします。
- ハローワークに提出する求人票と同じ様式です。
- センターには県内各地から約200名が登録しています。

ハローワークから事業主への助成制度があります。

- 母子家庭の母を新たに雇い入れた場合、「特定求職者雇用開発助成金」制度が利用できます。詳細は、最寄りのハローワークにお聞きください。
- 賃金の一部が雇用主に支給される制度です。中小企業で最大90万円が1年間支給されます。
- 大分県母子寡婦無料職業紹介所の紹介でも対象となり、支給される場合があります。



大分市大津町2丁目1番41号
 大分県総合社会福祉会館3階

(一財)大分県母子寡婦福祉連合会内

「大分県母子家庭等就業・自立支援センター」
 TEL 097-552-3313 FAX 097-552-3337

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
21年平均	355,223	302,082	288,478	249,729	66,745	52,353	147.3	155.0	136.4	143.3	10.9	11.7
22年平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
10月	300,876	256,788	293,888	250,855	6,988	5,933	150.0	158.3	137.7	145.0	12.3	13.3
11月	314,536	272,240	293,350	251,303	21,186	20,937	152.1	156.7	139.8	143.9	12.3	12.8
12月	668,705	544,475	293,666	253,135	375,039	291,340	150.1	157.4	137.4	144.2	12.7	13.2
24年 1月	296,910	258,150	287,575	247,217	9,335	10,933	140.9	152.2	128.9	138.5	12.0	13.7
2月	293,562	261,291	290,320	260,661	3,242	630	151.4	153.4	139.1	142.3	12.3	11.1
3月	310,553	289,196	292,487	257,907	18,066	31,289	152.6	155.8	139.8	144.3	12.8	11.5
4月	302,938	257,924	293,019	255,688	9,919	2,236	153.6	158.3	140.9	147.9	12.7	10.4
5月	297,556	273,772	289,048	253,123	8,508	20,649	148.3	152.7	136.2	142.6	12.1	10.1
6月	523,271	420,203	290,433	253,153	232,838	167,050	154.9	159.0	142.9	148.4	12.0	10.6
7月	408,922	339,023	289,540	253,128	119,382	85,895	153.2	159.9	141.2	149.2	12.0	10.7
8月	299,197	258,945	288,158	252,630	11,039	6,315	148.4	155.1	136.8	144.8	11.6	10.3
9月	294,154	254,006	288,377	253,834	5,777	172	148.1	153.3	136.3	143.1	11.8	10.2
10月	296,223	255,442	289,631	251,883	6,592	3,559	152.5	158.6	140.4	148.8	12.1	9.8
11月	306,102	275,985	289,524	253,841	16,578	22,144	155.5	157.9	143.1	148.1	12.2	9.8
12月	649,544	519,972	289,445	254,075	360,099	265,879	148.6	151.5	136.0	141.9	12.6	9.6

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)17年=100		鉱工業生産指数(季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
21年平均	0.79	0.81	0.47	0.48	100.3	101.2	81.1	91.7	317,195	263,929
22年平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191
23年平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368
10月	1.13	1.07	0.67	0.68	100.0	100.0	92.5	95.8	314,275	331,907
11月	1.18	1.02	0.69	0.67	99.8	100.3	90.0	90.8	295,066	292,882
12月	1.22	1.07	0.71	0.66	99.9	100.2	93.4	99.7	351,861	404,002
24年 1月	1.20	1.20	0.73	0.70	99.6	99.9	95.2	103.0	309,483	307,087
2月	1.27	1.16	0.75	0.73	99.8	100.2	94.4	95.3	242,949	368,405
3月	1.19	1.08	0.76	0.71	100.3	100.5	95.6	103.4	329,671	292,276
4月	1.28	1.12	0.79	0.71	100.4	100.5	95.4	95.6	339,069	376,942
5月	1.35	1.18	0.81	0.74	100.1	100.5	92.2	89.6	304,653	337,998
6月	1.32	1.08	0.82	0.73	99.6	99.7	92.6	96.8	292,937	279,091
7月	1.31	1.20	0.83	0.74	99.3	99.4	91.7	101.3	312,592	322,043
8月	1.33	1.20	0.83	0.76	99.4	99.9	90.2	98.6	310,643	377,515
9月	1.24	1.07	0.81	0.74	99.6	99.9	86.5	93.5	299,821	370,918
10月	1.29	1.07	0.80	0.68	99.6	99.9	87.9	92.0	315,161	347,208
11月	1.31	1.20	0.80	0.75	99.2	99.3	86.7	94.0	300,181	347,186
12月	1.31	1.02	0.82	0.74	99.3	99.3	88.8	101.9	359,482	373,965

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) ●*は速報値・空欄は未公表
●一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

労委だより

大分県労働委員会事務局

平成24年における調整事件の審査等の実施状況

※不当労働行為事件は該当なし

(1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成23年(調)第6号	あっせん	・誠実交渉応諾義務の遂行	23.10.27	4回	2回	89	24.1.23	解決	前年から繰越
平成24年(調)第1号	"	・組合員に対する「解雇通告」の撤回 ・雇用期間である平成24年3月31日までの賃金の支払	24.1.5	2回	1回	34	24.2.7	打切り	
平成24年(調)第2号	"	・労働契約書不利益変更の見直し ・委託契約の積算基準を示した、誠実団体交渉の実施	24.4.4	2回	1回	24	24.4.27	解決	
平成24年(調)第3号	"	・組合員の配置転換に関する団体交渉の応諾 ・他の組合員についても、組合員であることを理由に労働条件について不利益取扱いの禁止	24.4.24	1回	-	14	24.5.7	取下げ	
平成24年(調)第4号	"	・栄養科職員の解雇及び配置転換の撤回 ・経営状況を明らかにする資料(決算書等)を示した、誠実団体交渉の実施 ・労働組合員の所属する職場に対する賃金差別の撤回	24.7.5	2回	1回	33	24.8.6	解決	
平成24年(調)第5号	"	・二交替勤務についての労使協定の遵守 ・本人の同意のない労働条件の不利益変更の撤回	24.9.3	2回	-	37	24.10.9	取下げ	
平成24年(調)第6号	"	・2012年10月1日付け給食部門の業務委託の撤回	24.9.28	2回	-	84	24.12.20	取下げ	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成23年(個)第5号	あっせん	・不当な解雇の撤回 ・(解雇撤回できない場合)解決金の支払	23.12.15	2回	1回	50	24.2.2	解決	前年から繰越
平成24年(個)第1号	"	・解雇の取消 ・雇用契約書とおりの平成23年10月20日から平成24年4月19日までの雇用確保	24.5.22	1回	-	4	24.5.25	取下げ	
平成24年(個)第2号	"	・2008年12月からの賃金カット分の支払 ・残業代未払い分の支払 ・退職理由の会社都合への変更 ・退職金規定とおりの支払	24.6.19	1回	-	8	24.6.26	取下げ	
平成24年(個)第3号	"	・解雇に対する謝罪及び解決金の支払	24.12.13	2回					翌年に繰越

☆ あっせん制度とは ☆

労働委員会の公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が双方の主張を聞いて歩みよりの解決をお手伝いします。

平成25年1月～2月の概況

◎審査事件関係

種別	新規	12月から繰越	終結	3月へ繰越
不当労働行為事件	1	0	0	1
労働組合資格審査	1	0	0	1

◎調整事件関係

種別	新規	12月から繰越	終結	3月へ繰越
あっせん	3	0	2	1
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	12月から繰越	終結	3月へ繰越
あっせん	1	1	1	1

◎会議の開催状況

- 1月22日第1514回定例会
- 2月12日第1515回定例会
- 2月26日第1516回定例会

大分県労働委員会 労働相談ダイヤル

TEL 097-536-3650

※相談時間は月～金の9時～17時

住所 大分市大手町3-1-1
大分県労働委員会
(県庁舎本館7階)

「悩まず どんとこい労働相談」 実施状況

近年、派遣や請負などの雇用形態の多様化等を背景として、労働者と使用者との間に解雇、労働条件、賃金未払い等に関するトラブルが増加しています。労使紛争を「あっせん」などにより公正中立な立場から解決できる労働委員会の特性を生かして、2月18日(月)～24日(日)に、労働相談を集中的に受け付けました。

○相談者数

労働者	使用者	合計(人)
53	3	56

○相談内容

経営・人事	賃金等	労働条件等	その他	合計(件)
13	23	21	29	86
* 解雇等 5 * 配転等 1 * その他 7	* 賃金未払 13 * 退職金 2 * 時間外手当 1 * その他 7	* 労働契約 5 * 休日・休暇等 2 * その他 14	* 団体交渉 3 * パワハラ 5 * その他 21	

大分県労働委員会 委員について

公益委員について、平成25年2月25日付けで、新たに1名の方に委嘱しました。



委嘱状交付式の様子

通常の労働相談も随時受け付けています。



第42期大分県労働委員会委員(任期:H24.2.1~H26.1.31)

区分	氏名	現職	備考
公益委員	麻生 昭一	弁護士	会長
	鈴木 芳明	大分大学経済学部教授	会長代理(新任)
	岩尾 允子	元県立大分商業高等学校校長	
	佐藤 トモコ	元福岡労働局雇用均等室長	
	須賀 陽二	弁護士	
労働者委員	村田 正利	日本労働組合総連合会 大分県連合会会長	幹事
	吐合 史郎	日本郵政グループ労働組合 大分連絡協議会議長	
	首藤 浩二	情報産業労働組合連合会 大分県協議会議長	
	神田 健一	新日鐵住金大分労働組合 組合長	
	則松 佳子	大分県高等学校教職員組合 書記長	
使用者委員	大塚 伸宏	大分県経営者協会 専務理事	幹事
	赤松 健一郎	三和酒類株式会社 代表取締役会長	
	杉原 正晴	大分交通株式会社 代表取締役社長	
	田北 裕之	大分製紙株式会社 代表取締役社長	
馬場 ヒロ子	日本連合警備株式会社 代表取締役社長		

◆ TOPIX ◆ 県内の動き

▶ 経労委報告の講演会
— 大分県経営者協会 —

大分県経営者協会は、2月14日(木)、大分市オアシスタワーホテルで2月の例会を開催し、その中で「経労委報告と雇用・賃金をめぐる課題」と題して(社)日本経済団体連合会労働法制本部の鈴木重也主幹による講演を行いました。

今年の春闘の経営者側のスタンスは、経労委報告では「賃金等の労働条件については個別企業で経営実態を踏まえて協議し、自社の支払能力に即して決定していく」「厳しい経営状態が続く中、ペアを実施する余地はなく、賃金カーブの維持、定昇の取り扱いが主要な論点になる」としています。

その上で「主張や見解に相違はあるものの、課題解決に向けて協調し



▶ 経労委報告の説明をする鈴木重也氏

て取り組んでいく日本の労使関係は世界に誇るべき財産である。互いを尊重しながら経済社会の持続的な繁栄に向けて、ひたむきに努力していくことが求められている」と報告しています。

▶ 2013春闘決起集会
— 連合大分 —



▶ 要求実現を訴えるデモ行進参加者

連合大分は、3月2日(土)、大分市若草公園で「2013春闘勝利総決起集会」を開催し、連合大分加盟単組の組合員など、約2,700人が参加しました。

集会では「すべての労働者の処遇改善を追求し、働くことを軸とする安心社会を実現しよう」をスローガンに、切り下げられてきた賃金の復元、非正規労働者の労働条件改善、企業規模間格差の是正に加えて、雇用の維持・創出の観点も含めた総労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの実現などを求めていくとし

た集会アピールが採択されました。また、集会終了後には、大分市中心部(大分駅前～トキハ前付近)でのデモ行進を行い、要求の実現を訴えました。

▶ 地域労使懇談会
— 大分県 —

大分県労政福祉課は、2月5～25日の間、北部、南部、東部、西部、豊肥、中部の県内6地域で「地域労使懇談会」を開催しました。

この懇談会は春闘時期に合わせて、地域の労働組合、商工会などの労使団体と行政機関が集まり、その時々地域の雇用・労働問題についての情報交換の場として毎年開催しています。

本年は、労働契約法、高年齢者雇用安定法並びに労働者派遣法の改正への対応などについて、労使共通の課題として取り上げ、意見交換を行いました。



▶ H25. 2. 13 東部労使懇談会

大分県労政・相談情報センター

大分市大手町3-1-1 県庁舎本館7F

労働相談専用電話

フリーダイヤル 0120-601-540
携帯・公衆電話用 097-532-3040

非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話 097-506-3351

※月～金曜日の毎日8:30～17:45(祝日、年末年始を除く)(4月1日以降は、8:30～17:15となります。)

- ◆労働問題全般の相談を受け付けます
- ◆相談は来所または電話です
- ◆予約は不要、相談料は無料です
- ◆県職員が直接相談を受けますので秘密厳守です

★巡回特別労働相談★

県内各地で毎月1回、弁護士や社会保険労務士による直接相談

4月23日(火) 13時15分～16時15分
大分文化会館2F第2会議室

5月22日(水) 13時15分～16時15分
別府市ニューライフプラザ2F第2セミナー室

★労働なんでも相談★

県内各地で毎月1回、県職員による直接相談

5月9日(木) 11時00分～15時00分
大分県日出総合庁舎2F会議室



「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL097-506-3354/FAX097-506-1827
E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoita-0000.html>

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>